公正証書遺言作成必要書類一覧

(1) 固定資產評価証明書

1通

遺言者の所有する不動産所在地の市(区)役所・町村役場の固定資産税課より、遺言書に記載する不動産のみを証明してもらって下さい。なお、遺言者の所有する不動産をすべて相続させる遺言書を作成したい場合は、「資産全部」を証明してもらって下さい。

(2) **木目糸売人 とわかる戸籍書巻本**(相続人に相続させる場合) **各 1 通** 遺言者の相続人に相続させる場合は、遺言者と相続人の戸籍謄本を、それぞれ必要になります。なお、遺言者と相続人が同一戸籍に入っている場合は、その戸籍謄本1通のみでよるしいです。

また、この戸籍謄本により遺言者の相続人であることがわからない場合、相続人であることがわかるまで、つながりをつけた戸籍謄本がすべて必要になります。

- (3) 遺言する方の印鑑証明書(3ヶ月以内のもの) 1通
- (4) **遺言書に記載する不動産の登記簿謄本 1通** この不動産が、複数ある場合は、各1通が必要になります。
- (5) 本人確認資料の写し

遺言する方の運転免許証、パスポート等本人確認資料の写しをご交付願います。 (行政書士が遺言書作成の依頼を受ける時に、依頼者が本人であることを確認することが 義務づけられているため。)

(注) 以上の書類は、お客様から交付を受けるものでありますが、戸籍謄本と登記簿謄本は、当事務所で取得して差し上げてもよろしいです。

[参考]

遺言執行者を司法書士及川誠晴とさせていただきます。

公証役場へは、第1回目上記(1)~(4)の書類を及川事務所で持参の上、打合せに行きます。

公証役場への第2回目は、遺言をする方と証人 及川誠晴、証人 及川悦子が行きます。